

議案第54号

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和4年9月21日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例（平成12年宇治市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第3第1号中「第5号」を「第4号」に改め、同表第2号中「当該建築物全体の低炭素建築物新築等計画の認定を申請する場合（当該申請と同時に当該建築物のうち住宅の用途に供する部分（共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下同じ。）を除く。）に係る低炭素建築物新築等計画の認定を申請する場合を含む。）に限る。）」（第5号）を「第4号」に改め、同表第3号中「場合を除く。」を「場合を除く。」のうち建築物全体又は住宅の用途に供する部分若しくは非住宅部分」に、「当該建築物全体の低炭素建築物新築等計画の認定を申請する場合（当該申請と同時に当該建築物のうち住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）に係る低炭素建築物新築等計画の認定を申請する場合を含む。）に限る。）」（第5号）を「次号」に改め、同表中第4号を削り、同表第5号中「第1号から第3号まで」を「前3号」に改め、同号を同表第4号とし、同表の備考第1項各号列記以外の部分中「第4号」を「第3号」に改め、同項第1号及び第2号中「（共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。）」を削る。

別表第4第4号中「第7号」を「第6号」に、「第8号及び第9号ア」を「第7号及び第8号ア」に改め、同表第5号中「以外の建築物に」を「以外の建築物のうち建築物全体又は住宅の用途に供する部分若しくは非住宅部分に」に、「当該建築物全体の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合（当該申請と同時に当該建築物のうち住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合を含む。）に限る。）」（第7号）を「次号」に、「第9号イ」を「

第 8 号イ」に改め、同表中第 6 号を削り、同表第 7 号中「第 4 号及び第 5 号」を「前 2 号」に改め、同号を同表第 6 号とし、同表中第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とし、同表の備考第 1 項各号列記以外の部分中「第 6 号」を「第 5 号」に、「第 8 号及び第 9 号」を「第 7 号及び第 8 号」に改め、同項第 4 号中「（共用部分」を「（共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 4 項に規定する共用部分をいう。以下同じ。））」に改め、同表の備考第 4 項中「第 9 号」を「第 8 号」に改め、同表の備考第 5 項中「第 8 号及び第 9 号」を「第 7 号及び第 8 号」に、「第 8 号」を「第 7 号」に、「第 9 号ア」を「第 8 号ア」に改め、同表の備考第 6 項中「第 8 号及び第 9 号」を「第 7 号及び第 8 号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。